

保護者 様

〇〇 学校長

小田原市立小・中学校における9月27日（月）以降の給食について（通知）

学校給食の運営については日ごろより御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

9月27日（月）以降の学校給食について次のとおりお知らせいたします。

（本校では、〇月〇日（〇）から午後の授業を開始します。）

1 給食が不要な場合

保護者からの申し出により9月27日（月）以降の給食を不要とする場合は辞退を可能といたします。

（1）辞退が可能な場合 ア 登校を控える場合

イ 登校するが、給食は食わずに帰宅する場合

（2）辞退が可能な期間 ア 9月27日（月）から9月30日（木）までの全ての給食

イ 10月1日（金）以降の全ての給食（再開の場合は下記6を参照）

※ 上記ア、イのいずれかもしくは両方

2 給食費の取扱いについて

給食を辞退される場合は、届け出によりこの期間の給食費は不要となります。（年度末の給食費で調整します。）

3 届出期限 令和3年9月15日（水）16時 厳守

届出期限を過ぎた場合には、食材の発注の関係上対応できないため、取扱いができませんので御了承ください。辞退される場合は、必ず期限内に届出をお願いします。

4 届出方法 以下のいずれかの方法で届出をしてください。

（1）下記 「学校給食辞退届」を学校の担任に提出してください。

（2）「学校給食辞退届」を提出できない場合は、学校宛てに電話で申し出てください。

5 届出先

学校

6 給食辞退者の再開について 別紙参照

----- き り と り 線 -----

学校給食辞退届

令和3年 月 日

学校長 あて

[クラス 年 組 児童生徒氏名]

※下記いずれか、もしくは両方に○をつけてください。

() 9月27日（月）から9月30日（木）までの間に実施される全ての学校給食を辞退します。

() 10月1日（金）以降の全ての学校給食を辞退します。

[保護者氏名]

※令和3年9月15日16時 まで（届出期限厳守）に担任に提出してください。

※下校時の安全を最優先に考え、給食を食わずに下校する児童のお迎えをお願いします。

どうしてもお迎えが難しい場合は、学級担任まで御相談ください。